

意見書（案）第23号

日本国憲法の三原則を遵守し、改憲を行わないことを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者 三鷹市議会議員 伊沢けい子
賛成者 " 大城美幸

日本国憲法の三原則を遵守し、改憲を行わないことを求める意見書

日本国憲法前文の冒頭に、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」とある。

日本国憲法には、さきの戦争への反省から再び戦争を起こしてはならないと戦争放棄を定めた第9条をはじめ、国民主権、基本的人権の尊重など、人類の歴史が到達した最も先進的な内容が盛り込まれており、世界でも最先端の憲法と言われている。

しかし、今、その第9条を変え、日本がアメリカと協力して再び戦争をすることができるようにし、併せて国民の自由や人権を制限しようとする動きが強まっている。先日閉会した第213回通常国会で行われた地方自治法改定は、三鷹市自治基本条例の目的となっている日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現に反するものであり、憲法違反である。また、国会の中で、憲法そのものを変えようとする憲法改正論議が加速していることに強い危機感を覚える。

よって、本市議会は、国会に対し、日本国憲法の三原則を遵守し、現憲法の目的に反する改憲を行わないことを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月28日

三鷹市議会議長 伊藤俊明